

人口動態統計について

1 調査の概要

人口動態統計とは、出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の5種類の「人口動態事象」を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。

出生・死亡・婚姻及び離婚については「戸籍法」により、死産については「死産の届出に関する規程」により、市区町村長に届け出られる各種届出書から「人口動態調査票」が市区町村で作成される。調査票は、保健所長及び都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出され、厚生労働省ではこれらの調査票を集計して人口動態統計を作成している。

2 公表している人口動態統計

【人口動態統計速報】

数値：調査票を作成した数

集計客体：日本における日本人及び外国人、並びに外国における日本人
(いずれも前年以前発生のもを含む)

公表：毎月（調査月の約2か月後）

【人口動態統計月報】

数値：概数

集計客体：日本における日本人
(前年以前発生のもを除く)

公表：毎月（調査月の約5か月後）

毎年（年間合計）（調査年の翌年6月）

【人口動態統計の年間推計】

数値：推計数

集計客体：日本における日本人

公表：毎年（調査年の12月）

【人口動態統計年報】

数値：確定数（概数に修正を加えたもの）

集計客体：日本における日本人

(日本における外国人、外国における日本人及び前年以前発生のものは別掲)

公表：毎年（調査年の翌年9月）